

始良市公告第29-2号

始良市ドライブインシアター開催業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続きを開始するので公告する。

令和3年7月19日

始良市長 湯元 敏浩



1 業務の概要

(1) 業務の名称

始良市ドライブインシアター開催業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで

(3) 業務内容

開催日：令和3年12月24日（金）、25日（土）、26日（日）

開催時間：概ね午後4時00分～午後9時30分

開催場所：始良市立蒲生中学校グラウンド 〒899-5303 始良市蒲生町北10

概要：野外の車の中でのシネマシアター、事前注文を含むデリバリーグルメに係る業務すべて。

※業務内容の詳細は始良市ドライブインシアター開催業務委託仕様書による。

(4) 契約限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 事業者選定の概要

(1) プロポーザルの名称

始良市ドライブインシアター開催業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 主催

鹿児島県始良市

(4) 事務局

始良市 企画部 商工観光課

〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町 253 番地

電話番号 0995-66-3145（直通） FAX番号 0995-65-6964

メールアドレス [shokan@city.aira.lg.jp](mailto:shokan@city.aira.lg.jp)

(5) プロポーザルの審査

事業者の選定は、本市が設置する「始良市PRイベント開催業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の評価により行う。

ア 審査内容

(ア) プレゼンテーションの持ち時間は、1社10分以内とし、その後10分程

度の質疑応答の時間を設ける。

- (イ) プレゼンテーションに出席できる者は、3人以内とする。
- (ウ) プレゼンテーションの時間、場所については、企画提案者に別途通知する。

イ 審査基準

※別紙の始良市ドライブインシアター開催業務委託公募型プロポーザル審査基準のとおりとする。

ウ 審査結果

- (ア) 審査結果は、審査終了後速やかに応募者全員に書面で通知する。
- (イ) 審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、以下に示す全ての条件を満たすものとし、必要に応じて本市より証明書等の確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 鹿児島県内に本店・支店、又は営業所等を有していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル開始の公告	令和3年7月19日（月）
参加表明書の提出期限	令和3年7月30日（金）午後5時
質問書の受付期限	令和3年8月3日（火）午後5時
質問の回答	令和3年8月6日（金）午後3時から
企画提案書等の提出期限	令和3年8月18日（水）正午
選定委員会（プレゼンテーション）	令和3年8月23日（月）午後1時30分から（予定）
委託契約締結	令和3年8月下旬予定

※その他詳細は「始良市ドライブインシアター開催業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。